

1	ごみ処理	1
2	ごみ減量・資源化事業等	15
3	し尿処理等	21
4	産業廃棄物処理	25
5	環境保全	26

## 1 ごみ処理

### (1) 沿革（収集、減量・資源化）

明治33年	ごみ収集開始
昭和38年	ロードパッカー車、パックマスター等の機械車を導入し、繁華街を対象に週2回定日収集
40年	収集世帯の約50%（30,000世帯）を対象に、共同ごみ容器による収集方式を採用（週2回）
45年	高松市清掃事業近代化計画を策定し、戸別かき取り収集世帯（28,000世帯）を、能率的なポリ袋による定日ステーション方式（可燃ごみ週2回、不燃ごみ月1回、指定場所に持ち出す。）に改めた。
46年	交通事情等収集困難な共同ごみ容器収集地域を逐次ポリ袋定日ステーション方式に改めた。
48年	市街地中心部を対象に週3回収集を実施 個人専用ごみ容器収集は取りやめ、許可業者による収集及び衛生組合を中心として資源回収を指導
49年	不燃物収集を月2回に増やし実施
53年	不燃物収集用大型機械車を導入したほか、市内の小学校3年生を対象に、社会科教育副読本「きれいな高松に・くらしとごみ」を編集・発行
54年	仏生山地区を資源ごみ回収モデル地区に指定 「きれいな高松に・くらしとごみ」の対象を小学校4年生に変更し、改訂・発行
59年	全市を対象に使用済乾電池の別途回収を6月から実施、資源回収実施地区においては月1回の資源回収日に、その他の地区は月2回の不燃ごみ収集日の2回目に、透明な袋に入れて出すよう指導
平成元年	男木・女木地区全世帯及び菅沢・鬼無地区の一部をモデル地区として、生ごみ堆肥化容器設置に対して補助
2年	生ごみ堆肥化容器の補助対象区域を市内全域に拡大
3年	市民・事業者及び行政による高松市ごみ会議を設置 オフィスの古紙回収マニュアルを作成し、事業系一般廃棄物の減量・資源化を促進したほか、ごみ減量・資源化シンボルマーク、キャラクターを選定
4年	地球にやさしいオフィス登録制度を11月から実施
5年	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定、リサイクルパラダイスを開催（隔年開催）
6年	地球にやさしい店登録制度を2月から実施 各家庭に年60枚配布しているごみ袋の半透明への切りかえ 異常湧水に伴う、ペットボトルの大量廃棄に対応するため、地球にやさしい店に登録している量販店等の協力を得て、8・9月の2カ月に限り、ペットボトルの特別回収を実施し、約80万本、48トン进行回収
7年	6月23日にリサイクルプラザ開設 4月1日から乳白色半透明ポリ袋を指定袋とし、3カ月の猶予期間を設け、7月1日から完全実施 9月14日に、ごみ減量化への先進的取り組みを実施する市として、クリーン・リサイクルタウンの選定を受けた。 香川県環境美化の促進に関する条例に基づく環境美化促進地域の指定を受けた4公園（玉藻公園・中央公園・峰山公園・仏生山公園）に、空き缶・空きビン自動分別回収機を設置
8年	適正処理困難指定廃棄物（4品目）の取り扱いについて、関係特定事業者との協議のため、県内の5市38町ほか一部事務組合が加入する香川県適正処理困難指定廃棄物対策協議会を設立 スプレー缶ガス抜き器具を市内全世帯に無料配布 容器包装リサイクル法の9年4月施行に基づく高松市分別収集計画を10月に策定
9年	高松地区西部広域クリーンセンター破砕処理施設の運転開始に対処するため、1月からごみの分別区分の一部を変更 再生紙利用拡大のため、〈事業者向け〉高松市再生紙使用ガイドラインを策定
10年	容器包装リサイクル法の12年度からの全面的施行に対処するため、ごみ収集体制の抜本的改正作業に着手

- 平成10年 家庭用の機械式生ごみ処理機購入に対して補助
- 11年 松島、仏生山地区の一部地域をモデル地域に指定し、ごみの新しい収集方式を実施
- 12年 7月から容器包装リサイクル法に対応した、ごみの新しい収集方式を全地域で実施
- 13年 家電リサイクル法に対応し、電気店で回収できない対象4品目については臨時・粗大ごみとして収集し、メーカーの指定取引場所へ運搬することとした。
- 14年 ごみ袋の無料配布を廃止
- 16年 4月から家庭ごみの祝日収集を開始  
10月1日から可燃ごみ（燃やせるごみ）・破碎ごみについて、有料の指定収集袋による収集を開始
- 20年 一般廃棄物処理基本計画を策定  
4月から、合併地区のごみ収集体制を旧高松市の制度に統一し、資源有効利用促進法に基づき、家庭用パソコンについては、メーカーでのリサイクルを開始  
12月1日に11事業者・6市民団体・市の三者でレジ袋等の削減に関する協定を締結  
また、市民等から公募し、レジ袋の削減シンボルキャラクター（愛称：エコバックくん）を選定
- 21年 4月から家電リサイクル法の改正により、液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機を対象品目に追加  
高松市資源ごみ持ち去り防止要綱を制定  
10月には、高松市事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱を制定したほか、11月には、同要綱に基づき、事業の用に供する延べ面積3,000㎡以上の建物を所有、占有または管理する事業者に対し、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めた。  
ハイブリッドごみ収集車を導入（9月1台、22年3月3台）
- 22年 3月29日に新たに2事業者とレジ袋等の削減に関する協定を締結  
天然ガスごみ収集車を導入（5月7台）
- 24年 4月から廃棄物処理法に基づき、広域認定制度の認定を受けている消火器や二輪車（50cc以下）については、メーカーでのリサイクルを開始
- 25年 4月に25年度小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業対象地域に採択された  
10月から使用済小型電子機器等リサイクルのモデル事業を支所・コミュニティセンター等15カ所で開始
- 26年 8月に雑がみ回収袋によるモデル事業を実施  
11月に使用済小型電子機器の回収ボックスを大型スーパーマーケットや家電量販店など5カ所に追加設置
- 27年 4月から、高松市南部クリーンセンター及び高松市西部クリーンセンターで使用済小型電子機器のピックアップ回収を開始  
10月にごみ減量・資源化の啓発リーフレット「3Rシティ高松を目指して」を作成・配布
- 28年 3月に使用済小型電子機器の回収ボックスをコミュニティセンター2カ所に追加設置  
3月29日に指定収集袋（超特小）5ℓサイズの導入（条例改正）、10月1日からその運用を開始  
11月1日からごみ分別アプリの配信を開始  
12月から2カ月間、環境省のモデル事業である水銀添加廃製品回収モデル事業を実施
- 29年 3月に高松市災害廃棄物処理計画を策定  
4月から、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加（30年度でプロジェクト終了）
- 30年 3月に30年度以降を対象とした一般廃棄物処理基本計画を策定  
4月から、家庭ごみの定期収集について、直営収集の一部を民間に委託し収集開始

## (2) 沿革（処理施設）

- 昭和7年 処理能力50 t／日の固定炉建設
- 33年 処理施設の一部増設
- 37年 旧施設の改良を行い、92.5 t／日の焼却能力を持つ固定炉に引き上げ
- 43～45年 高松市じんかい焼却場近代化計画に基づき、3カ年の工期で旧施設を取り壊し、全連続燃焼式焼却炉（焼却能力：150 t／24h×2基）を7億6,500万円で建設

- 昭和47～
- 50年 広域市町村圏による清掃工場の建設、破砕機の導入及び大型埋立地の確保に努めた。
- 52年 高松地区広域市町村圏振興計画に基づき、高松市、塩江町及び香南町の1市2町によるごみ処理施設を整備するため、高松地区南部広域衛生施設組合を設立し、ごみ焼却施設（準連続燃焼式焼却炉：60 t / 16 h × 1 基）の建設に着手
- 53年 高松地区南部広域衛生施設組合において、埋立処分地施設の建設に着手  
ごみ焼却施設が完成
- 54年 高松地区南部広域衛生施設組合理立処分地施設が完成し、焼却灰の埋め立てを開始  
10月15日、高松地区広域市町村圏振興計画に基づき、高松市、綾上町、綾南町及び国分寺町の1市3町によるごみ処理施設を整備するため、高松地区西部広域衛生施設組合を設立
- 55年 大型ごみの破砕・圧縮・転圧等一連の作業可能なトラッシュコンパクターを導入
- 59年 高松市清掃工場の排水処理施設（処理能力：150m<sup>3</sup>/日）が完成し、運転を開始  
高松地区西部広域衛生施設組合において、ごみ焼却施設（全連続燃焼式焼却炉：140 t / 24 h × 2 基）の建設に着手
- 62年 綾南町陶地区において、ごみ埋立処分地の整備に着手  
高松地区西部広域衛生施設組合ごみ焼却施設試運転開始  
高松市清掃工場休炉
- 63年 高松地区西部広域衛生施設組合ごみ焼却施設が完成  
高松市一般廃棄物陶最終処分場（第1期工事分）が完成し、供用開始。これに伴い、埋立が終了した高松市管理一般廃棄物千疋処分地を閉鎖
- 平成2年 高松市一般廃棄物陶最終処分場（第2期工事分）が完成し、供用開始
- 3年 高松地区南部広域衛生施設組合において、5年度までの3カ年事業としてごみ焼却施設（準連続燃焼式焼却炉：60 t / 16 h × 1 基）の増設及び既存の排ガス設備等の改修に着手
- 4年 高松市一般廃棄物陶最終処分場（第3期工事分）が完成し、供用開始
- 5年 高松地区南部広域衛生施設組合において、3カ年事業として実施したごみ焼却施設の増設及び既存の排ガス設備等の改修が竣工
- 6年 高松市一般廃棄物陶最終処分場において簡易破砕機を導入
- 7年 高松市一般廃棄物女木最終処分場（安定型）が完成し、供用開始
- 8年 高松地区南部広域衛生施設組合において、2カ年度事業として整備を実施した一般廃棄物最終処分場の完成に伴い、3月13日から不燃ごみの搬入開始  
高松市一般廃棄物第2陶最終処分場（仮称）（第1期工事分）の整備に着手
- 9年 高松地区西部広域衛生施設組合において、7年7月から整備を実施していた高松地区西部広域クリーンセンター破砕処理施設が完成し、4月21日から本格運転開始
- 10年 高松市一般廃棄物陶最終処分場第2処分地（第1期工事分）が完成し、10月1日から供用開始  
元高松市清掃工場の工場棟を解体撤去し、工場用地をごみ収集基地として再整備  
高松地区南部広域衛生施設組合において飛灰分離・貯留設備改造工事を実施
- 11年 ごみ収集基地施設のうち、事務所棟建設工事に着手
- 12年 ごみ収集基地施設事務所棟完成  
高松地区広域市町村圏振興事務組合南部新清掃工場（仮称）ごみ処理施設（連続式流動床炉型ガス化溶解方式：100 t × 3 炉）及び廃棄物再生利用施設（破砕系統35 t / 5 h、選別系統35 t / 5 h）の整備に着手  
高松地区広域市町村圏振興事務組合南部広域清掃センター埋立処分地の施設改良工事に着手
- 14年 高松地区広域市町村圏振興事務組合南部広域清掃センター埋立処分地の施設改良工事が竣工  
高松市一般廃棄物陶最終処分場第2処分地2期整備工事に着手  
ごみ収集基地である元清掃事務所を「環境業務センター」と改称
- 15年 高松市一般廃棄物陶最終処分場第2処分地2期整備工事竣工  
高松地区広域市町村圏振興事務組合南部広域クリーンセンター廃棄物再生利用施設（破砕系統35 t / 5 h、選別系統35 t / 5 h）及び展示啓発施設（エコホール）を併設した管理棟の

- 平成15年 整備工事竣工（3月28日竣工、8月1日本格運転開始）  
7月9日から南部広域クリーンセンターの長期一括業務委託方式による管理運営業務委託を開始（31年3月31日までの約15年間）  
高松地区広域市町村圏振興事務組合南部広域クリーンセンター廃棄物再生利用施設の本格稼働及び同ごみ処理施設の試運転稼働に伴い、7月末に南部広域一般廃棄物塩江最終処分場を閉鎖、12月末にごみ焼却施設を休止
- 16年 高松地区広域市町村圏振興事務組合南部広域クリーンセンターごみ処理施設（連続式流動床炉型ガス化溶融方式：100 t / 24 h × 3 炉）が竣工（3月15日竣工、3月16日本格運転開始）  
高松地区広域市町村圏振興事務組合南部広域清掃センター埋立処分地既設污水处理施設改造工事及びカルシウム除去設備整備工事竣工（3月15日竣工）  
高松地区広域市町村圏振興事務組合南部広域清掃センターは3月末で廃止し、既設の埋立処分地を南部広域クリーンセンターへ移管
- 17年 高松地区広域市町村圏振興事務組合旧南部広域清掃センターの解体工事に着手
- 18年 塩江町、香南町との合併に伴い、1月10日高松市が南部広域クリーンセンターの業務を引き継ぐとともに、南部広域クリーンセンターの正式名称を高松市南部クリーンセンターに改称  
1月10日の合併に伴い、牟礼環境美化センター、庵治清掃工場、香川環境センター、国分寺リサイクルセンターの4施設及び牟礼一般廃棄物最終処分場、庵治一般廃棄物最終処分場、香川一般廃棄物埋立処分場を合併町より引き継ぐ  
高松地区広域市町村圏振興事務組合旧南部広域清掃センターの解体工事竣工（3月15日竣工）  
高松地区広域市町村圏振興事務組合が3月31日付けで解散したことに伴い、本市が西部広域クリーンセンターの業務を引き継ぐとともに（綾川町のごみは一部事務組合による共同処理方式から事務の委託による方式に変更）、名称を高松市西部クリーンセンターに改称  
4月7日付けで牟礼一般廃棄物最終処分場を廃止  
高松市南部クリーンセンターストックヤードの建設工事に着手  
高松市南部クリーンセンターストックヤードの建設工事竣工（3月16日竣工）
- 19年 合併地区の収集体制統一に伴い、牟礼環境美化センター、庵治清掃工場、香川環境センター、国分寺リサイクルセンターを3月31日付けで閉鎖
- 20年 牟礼環境美化センターを4月30日付けで廃止  
高松市南部クリーンセンタープラスチック選別設備改造工事（4月25日竣工）
- 22年 元牟礼環境美化センター解体撤去（23年2月15日竣工）  
高松市一般廃棄物陶最終処分場第3処分地整備工事に着手
- 23年 高松市南部クリーンセンター太陽光発電設備設置工事（3月25日竣工）  
6月30日付けで高松市香川一般廃棄物埋立処分場を終了
- 24年 高松市一般廃棄物陶最終処分場第3処分地（第1期）整備工事竣工（8月3日竣工）
- 25年 4月から市発注工事の一部に南部クリーンセンター溶融固化物の試行利用開始  
高松市西部クリーンセンター長寿命化計画（9月策定）  
9月30日付けで庵治一般廃棄物埋立処分場を終了
- 26年 高松市一般廃棄物陶最終処分場第3処分地（第1期）を3月から供用開始  
11月12日付けで高松市香川一般廃棄物最終処分場を廃止
- 27年 高松市西部クリーンセンター焼却施設基幹的設備改良工事に着手（7月）  
高松市南部クリーンセンター埋立処分地第3区画整備工事に着手（7月）
- 28年 2月3日付けで高松市庵治最終処分場を廃止  
2月12日付けで高松市南部クリーンセンター最終処分場を廃止  
高松市南部クリーンセンター埋立処分地第3区画整備工事竣工（5月31日竣工）
- 29年 高松市西部クリーンセンター破砕施設基幹的設備改良工事に着手（9月）
- 30年 1月に県内で初めて高病原性鳥インフルエンザが発生し、殺処分された感染家禽について、高松市西部クリーンセンターほか県内3カ所の施設において四国で初めて焼却処分を実施

- 平成30年 2月19日付けで本市と中讃広域行政事務組合との間で、施設の新設・更新・大規模改修も想定した、「一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互応援に関する協定書」を四国で初めて締結  
高松市西部クリーンセンター焼却施設基幹的設備改良工事竣工（3月14日竣工）
- 令和元年 学識経験者による検討委員会の選考等を経て、4月1日から南部クリーンセンターの管理運営業務委託を新たに開始（15年3月31日までの14年間）

(3) 令和元年度ごみ処理実施計画

ごみの排出量及び収集・運搬計画並びに処理計画

ごみの種類 (収集区分)	収集・運搬計画		処理計画							
	収集主体	収集・運搬量	中間処理		最終処理					
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法				
家庭系ごみ	燃やせるごみ	委託業者	54,700 t	市	焼却	市	埋立			
	破碎ごみ	直営委託業者	6,110 t	市委託(事務組合)	破碎・資源化					
	臨時・粗大ごみ	直営	700 t	市	焼却					
	清掃ごみ		80 t							
			100 t					破碎・資源化		
	有害ごみ (筒型乾電池・蛍光管・水銀体温計・ライター等)	直営委託業者	70 t	委託業者	資源化			—	—	
	使用済小型家電	直営	2 t	委託業者	資源化			—	—	
	犬、猫等の死体	直営	2,000体	市	焼却			市	埋立	
	紙・布類	新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、紙製容器包装、布・衣類	委託業者	16,100 t	市委託業者			資源化	—	—
	缶・びん・ペットボトル	直営委託業者	5,300 t	市委託業者						
プラスチック容器包装	直営委託業者	5,850 t								
事業系ごみ	燃やせるごみ	許可業者自己搬入	51,000 t	市	焼却	市	埋立			
	破碎ごみ		4,400 t		破碎・資源化					
	缶・びん・ペットボトル		0 t		資源化			—	—	

## (4) ごみ処理施設

名 称		南部クリーンセンター	西部クリーンセンター
所 在 地		高松市塩江町安原下第3号2084番地1	高松市川部町930番地1
敷地面積		約36,000㎡(廃棄物再生利用施設を含む。)	16,970㎡(破碎施設を含む。)
建物面積		工場棟 6,849.12㎡ 浸出水脱塩処理棟 289.09㎡	工場棟 3,439.89㎡ 管理棟 418.86㎡ 計量棟 84.00㎡
建物概要		工場棟 地上6階地下2階 浸出水脱塩処理棟 地上2階地下1階	工場棟 地上4階地下2階 管理棟 地上2階 計量棟 地上1階
延床面積		工場棟 19,072.05㎡ 浸出水脱塩処理棟 499.70㎡	工場棟 8,172.65㎡ 管理棟 805.67㎡ 計量棟 30.00㎡
工期	着工	平成12年12月22日	昭和59年9月25日
	竣工	平成16年3月15日	昭和63年3月10日
設計施工		日立造船・西松・穴吹建設共同企業体	日立造船株式会社
建設費		建設費：13,936,062千円 用地費：639,563千円 用地造成費：232,050千円 (用地費・造成費には、廃棄物再生利用施設分を含む。)	6,557,496千円 *うち用地費 332,496千円 基幹的設備改良工事 6,085,800千円
焼却能力		300 t / 24 h	280 t / 24 h
焼却炉	炉型式	連続式流動床炉型ガス化溶融方式	全連続燃焼方式 (ストーカ式)
	基数	100 t / 24 h × 3基	140 t / 24 h × 2基
	煙突高	40m	70m
集塵装置		バグフィルター	バグフィルター
余熱利用		①場内給湯及び冷暖房 ②健康増進温浴施設「ループしおのえ」 に高温水供給 ③自家発電 (2,800kW) 復水型蒸気タービン	①場内給湯及び冷暖房 ②かわなベスポーツセンター温水プール、 かわなべ荘に高温水供給 ③自家発電 (3,000kW) 復水型蒸気タービン
備 考		搬入管理施設(計量棟) トラックスケール 30 t × 3基 (廃棄物再生利用施設兼用)	搬入管理施設 (計量棟) トラックスケール 20 t × 2基 25 t × 1基 (破碎施設兼用)

(5) 廃棄物再生利用・破砕処理施設

名 称	南部クリーンセンター		西部クリーンセンター
所 在 地	高松市塩江町安原下第3号2084番地1		高松市川部町930番地1
面 積	約36,000㎡（ごみ処理施設を含む。）		16,970㎡（焼却施設を含む。）
建 物 面 積	工場棟 5,651.83㎡ 管理棟 1,155.67㎡ 計量棟 296.14㎡		工場棟 2,636.04㎡
建 物 概 要	工場棟 地上4階地下1階 管理棟 地上3階 計量棟 地上1階		工場棟 地上4階地下1階
延 床 面 積	工場棟 12,866.67㎡ 管理棟 2,792.53㎡ 計量棟 296.14㎡		工場棟 5,947.67㎡
工 期	着 工	平成12年12月22日	平成7年7月20日
	竣 工	平成15年3月28日	平成9年3月27日
設 計 施 工	新明和・西松・合田建設共同企業体		日立造船株式会社
建 設 費	3,953,250千円（管理棟・搬入管理施設を含む。）		4,841,000千円
処 理 能 力	破砕系統	選別系統	100 t / 5 h
	破砕ごみライン 35 t / 5 h	選別系統 35 t / 5 h 缶・びん・ペットボトルライン 23.3 t / 5 h プラスチックごみライン 11.7 t / 5 h 紙類圧縮梱包設備 1.9 t / 5 h	
破 砕 機 型 式	1次：二軸せん断式 2次：回転衝撃式	—	横型回転式（供給フィーダ付）
選 別 方 法	磁力・アルミ・粒度選別	磁力・アルミ・風力・自動色選別	磁力・アルミ・粒度・風力選別
処 理 対 象 物	破砕ごみ及び粗大ごみ	資源化ごみ	破砕ごみ及び粗大ごみ
選 別 種 類 等	破砕鉄 …… 資源化 破砕アルミ …… 資源化 破砕残渣 可燃物 …… 焼却処理 不燃物 …… 埋立処分	鉄類（圧縮成型） …………… 資源化 アルミ（圧縮成型） …………… 資源化 ペットボトル（圧縮成型） …………… 資源化 カレット（3種：白、茶、その他） …………… 資源化 プラスチック容器包装（圧縮成型） …………… 資源化 軽量不適物 …… 焼却処理 紙類、布類 …… 資源化	可燃物 …… 焼却処理 鉄 …… 資源化 アルミニウム …… 資源化 プラスチック …… 焼却処理 不燃物 …… 埋立処分
貯留搬出設備	ヤード式	ヤード式	貯留ホッパー7基
備 考	搬入管理施設（計量棟） トラックスケール30 t × 3基（ごみ処理施設と兼用）		搬入管理施設（計量棟） トラックスケール20 t × 2基 トラックスケール25 t × 1基 （焼却施設兼用）



## (6) 保管施設

名 称	南部クリーンセンターストックヤード
所 在 地	高松市塩江町安原下第3号1066番地1
処理対象物	溶融固化物（溶融スラグ）
処 理 方 式	一時的保管施設
施 設 能 力	保管容量（300m <sup>3</sup> 、見かけ比重1.6t/m <sup>3</sup> ）
備 考	溶融固化物（溶融スラグ）を資源として有効利用するための一時保管施設

## (7) 最終処分場

名 称	南部クリーンセンター埋立処分地	高松市一般廃棄物陶最終処分場第3処分地
所 在 地	高松市塩江町安原下第3号973番地	綾歌郡綾川町陶5001番地
総 面 積	75,381m <sup>2</sup>	71,541m <sup>2</sup>
埋 立 面 積	43,800m <sup>2</sup>	19,100m <sup>2</sup> （1期） 36,000m <sup>2</sup> （全体）
埋 立 容 量	472,200m <sup>3</sup> （うち改良部分：118,100m <sup>3</sup> ）	174,000m <sup>3</sup> （1期） 335,000m <sup>3</sup> （全体）
埋 立 方 式	サンドイッチ方式	セル方式
埋 立 期 間	昭和54年9月13日～（継続中）	平成26年3月～（継続中）
工 期	昭和53年8月14日～54年7月31日 平成12年12月22日～14年3月20日 （施設改良工事） 平成15年6月2日～16年3月15日 （既設汚水処理施設改造工事） 平成15年7月15日～16年3月15日 （汚水処理施設カルシウム除去設備整備工事） 平成27年7月10日～28年5月31日 （第3工区整備工事）	平成22年12月27日～24年8月3日（1期）
建 設 費	691,096千円（用地費・汚水処理施設整備費を含む。） 施設改良工事 411,600千円 （改良工事372,750千円 設備工事38,850千円） 既設汚水処理施設改造工事 153,050千円（配管布設費を含む。） （施設改造工事129,150千円 配管布設工事23,900千円） 汚水処理施設カルシウム除去設備整備工事 530,896千円（用地造成費を含む。） （設備整備工事510,300千円 用地造成工事20,596千円） 第3工区整備工事 289,849千円	1,334,280千円（1期） （浸出水処理施設等を含む。）
汚水処理施設	汚水処理施設 建築面積 72.00m <sup>2</sup> 延床面積 144.00m <sup>2</sup> カルシウム除去設備棟 建築面積 321.58m <sup>2</sup> 延床面積 774.86m <sup>2</sup>	浸出水処理施設管理棟 建築面積 196.37m <sup>2</sup> 延床面積 196.37m <sup>2</sup> 調整槽 5,000m <sup>3</sup>
汚水処理方式	カルシウム除去+脱窒素活性汚泥法+凝集沈殿+砂ろ過+マンガン除去+活性炭吸着	凝集沈殿（アルカリ凝集沈殿法）
汚水処理能力	130m <sup>3</sup> /日	160m <sup>3</sup> /日
備 考	搬入管理施設（計量棟） トラックスケール 30t×3基 （ごみ処理施設兼用） 焼却灰を埋立 平成12年度～13年度 施設改良工事	管理棟 建築面積 157.59m <sup>2</sup> 延床面積 107.73m <sup>2</sup> 搬入管理施設 トラックスケール 20t×1基 防災調整池 2,081m <sup>3</sup>

## (8) エコホテル利用者数 (見学コース・学習室の利用者数)

(単位：人)

施設 \ 年度	26	27	28	29	30
エコホテル	2,943	3,072	3,518	3,113	3,235

## (9) ごみ収集基地等整備 (環境業務センター)

元高松市清掃工場用地を、現清掃事務所等を含めて、ごみ収集基地等として再整備を行うため、平成9年度に用地測量調査を実施するとともに、収集基地施設配置計画等を作成し、10年度にごみ収集基地整備実施設計を行い、工場棟その他附属建物の撤去工事を実施した。

11年度に事務所棟の建設工事に着手し、12年度に事務所棟及び洗車場が完成。新施設で業務を開始した。

13・14年度に外構及び車庫棟の整備などを行い、ごみ収集基地整備が完成したことから、施設全体の名称を環境業務センターに改称した。

なお、事務所棟には、太陽光発電システム、太陽熱利用システム (給湯) を設置したほか、中水道、雨水の利用設備、雨水浸透柵の設置など、収集基地全体を環境に優しい施設として整備している。

## ・施設の概要

敷地面積 10,178m<sup>2</sup>事務所棟 建築面積 747.38m<sup>2</sup> 延床面積 2,662.42m<sup>2</sup>車庫棟 建築面積 1,251.63m<sup>2</sup> 延床面積 1,246.88m<sup>2</sup>

## (10) ごみ処理の経費

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
総経費 (億円)	65.36	64.46	67.56	66.07	65.38
1 t 当たり経費 (千円)	37	37	39	39	39
1 人当たり経費 (千円)	16	15	16	16	16

※減価償却費を含む。

## (1) 年度別収集量及び処理実績

(単位：t)

区 分			年 度					
			26	27	28	29	30	
収集人口（4月1日）（人）			419,011	419,381	419,057	418,756	418,122	
収集世帯（4月1日）（世帯）			179,881	181,727	182,179	183,690	185,169	
収 集 量	家 庭 系	可 燃	56,255	55,668	54,678	53,743	53,229	
		破 砕	7,485	7,531	6,996	6,979	7,236	
		缶・びん・ペットボトル	5,652	5,538	5,408	5,330	5,347	
		プラスチック容器包装	5,491	5,632	5,500	5,680	5,787	
		紙 ・ 布	17,451	17,039	16,052	15,049	14,260	
		使用済小型家電	2	2	2	2	2	
		有害ごみ	74	68	56	48	85	
		家庭系小計	92,410	91,478	88,692	86,831	85,946	
	事 業 系	可 燃	51,632	51,034	50,471	50,777	50,330	
		破 砕	4,251	4,233	4,158	4,207	4,349	
		缶・びん・ペットボトル	0	0	1	0	0	
		事業系小計	55,883	55,267	54,630	54,984	54,679	
	収 集 量 合 計	可 燃	107,887	106,702	105,149	104,520	103,559	
		破 砕	11,736	11,764	11,154	11,186	11,585	
		缶・びん・ペットボトル	5,652	5,538	5,409	5,330	5,347	
		プラスチック容器包装	5,491	5,632	5,500	5,680	5,787	
		紙 ・ 布	17,451	17,039	16,052	15,049	14,260	
		使用済小型家電	2	2	2	2	2	
		有害ごみ	74	68	56	48	85	
		計	148,293	146,745	143,322	141,815	140,625	
	処 理 量 等	焼 却 処 理	南部クリーンセンター	57,593	53,750	66,374	64,294	51,580
西部クリーン センター			直 営	50,294	52,952	35,917	38,933	51,979
			委 託	-	-	2,858	1,293	0
小 計		107,887	106,702	105,149	104,520	103,559		
破 砕 ・ 圧 縮 処 理 等		南部クリーンセンター	3,998	4,198	4,378	4,173	5,600	
		西部クリーンセンター	7,717	7,544	6,758	6,993	5,971	
		小 計	11,715	11,742	11,136	11,166	11,571	
再 生 ・ 無 害 化 処 理		南部クリーンセンター	5,227	5,164	5,088	5,119	5,027	
		選別・無害化処理委託	23,443	23,115	21,931	20,990	20,454	
		小 計	28,670	28,279	27,019	26,109	25,481	
埋立処分		陶 最 終 処 分 場	21	22	18	20	14	
処 理 量 合 計			148,293	146,745	143,322	141,815	140,625	

※1 処理量について、焼却・破碎等の中間処理量のみとし、中間処理後残さの埋立処分量は含まない。

2 収集人口・世帯は、国勢調査人口を基礎に、住民基本台帳による出生、死亡、転入、転出数を加減して算出した推計人口（平成28年度の推計人口等は、国勢調査確定値による修正後のもの。）。

## ア 西部クリーンセンター（焼却施設）

(単位：t)

区 分		年 度				
		26	27	28	29	30
搬 施 入 量 設	高 松 市	50,294	52,952	35,917	38,933	51,979
	綾 川 町	4,318	4,382	1,233	3,339	4,196
	計	54,612	57,334	37,150	42,272	56,175
資 源 選 別 残 渣		506	595	693	644	658
破 碎 後 可 燃 物		4,453	4,530	3,272	3,482	3,748
要 処 理 量 計		59,571	62,459	41,115	46,398	60,581
焼 却 量		61,045	60,204	38,887	45,464	58,722

## イ 西部クリーンセンター（破碎施設）

(単位：t)

区 分		年 度					
		26	27	28	29	30	
搬 施 入 量 設	高 松 市	7,717	7,544	6,758	6,993	5,971	
	綾 川 町	688	703	693	706	671	
	計	8,405	8,247	7,451	7,699	6,642	
陶 中 間 処 理 分 等		0	0	0	0	0	
要 処 理 量 計		8,405	8,247	7,451	7,699	6,642	
破 碎 処 理 量		8,227	8,155	7,359	7,593	6,383	
処 理 後 搬 出 量	破 碎 機 処 理 量	可 燃 物	4,913	4,972	4,366	4,522	3,920
		鉄 類	725	652	569	635	537
		ア ル ミ 類	91	80	72	65	49
		プ ラ ス チ ッ ク 固 形 物	792	723	686	696	594
		不 燃 物	1,517	1,502	1,410	1,418	1,046
		破 碎 不 適 物	189	226	256	257	237

## ウ 高松市一般廃棄物陶最終処分場第2処分地（埋立処分地）

(単位：t)

区 分		年 度				
		26	27	28	29	30
施 設 搬 入 量		10	11	—	—	—
埋 立 量	破 碎 ご み 等	299	11	—	—	—
	焼 却 灰 等	—	—	—	—	—
	小 計	299	11	—	—	—

エ 高松市一般廃棄物陶最終処分場第3処分地（埋立処分地）

（単位：t）

区 分		年 度				
		26	27	28	29	30
施 設 搬 入 量		11	11	18	20	14
埋 立 量	破碎ごみ等	4,900	6,174	7,347	6,943	6,166
	焼却灰等	—	—	—	—	—
	小計	4,900	6,174	7,347	6,943	6,166

オ 南部クリーンセンター（ごみ処理施設）

（単位：t）

区 分		年 度				
		26	27	28	29	30
搬 入 量	可 燃 ご み	57,594	53,750	66,374	64,294	51,581
	可燃物（南部再生利用施設から）	5,360	5,304	5,688	5,447	5,844
	脱水汚泥分	(145)	(127)	(111)	(116)	(125)
	可燃物（西部破碎施設から）	792	723	686	696	594
	可燃物（選別施設から）	305	292	315	299	409
要 処 理 量		64,051	60,070	73,063	70,736	58,428
焼 却 量		61,892	58,972	72,507	69,797	57,423
処 理 後 搬 出 量	ス ラ グ	2,290	2,159	2,471	2,452	2,117
	処 理 飛 灰	10	11	10	10	8
	飛 灰	1,887	1,855	2,208	2,108	1,694
	不 適 物	2,175	2,075	2,380	2,298	2,133
	鉄 類	247	220	270	258	228
	ア ル ミ 類	34	39	47	34	27
	脱 塩 残 渣	77	58	52	50	51

※（ ）の内の数字は内数である。

カ 南部クリーンセンター（廃棄物再生利用施設）

（ア）破碎・粗大ごみ

（単位：t）

区 分		年 度				
		26	27	28	29	30
搬 入 量	高 松 市	3,998	4,198	4,378	4,173	5,600
	西 部 梱 包 物	597	614	787	765	351
	計	4,595	4,812	5,165	4,938	5,951
処 理 量		4,805	4,925	5,290	5,091	5,700
処 搬 出 後 量	可 燃 物	4,030	4,190	4,560	4,379	4,747
	鉄 類 等	739	726	723	700	829
	ア ル ミ 類	55	39	40	50	58
	南部から西部への粗大	—	3	1	1	2

## (イ) 缶・びん・ペットボトル

(単位：t)

区 分		年 度				
		26	27	28	29	30
搬 入 量		3,031	2,938	2,810	2,811	2,718
処 理 量		2,876	2,838	2,751	2,747	2,595
処 理 後 搬 出 量	スチール缶	232	213	210	202	190
	アルミ缶	300	300	294	290	276
	ペットボトル	485	497	493	471	465
	びん					
	白 色	69	82	83	83	82
	茶 色	120	132	137	123	123
	そ の 他	12	20	20	19	18
重 量 不 適 物		1,104	1,061	1,016	953	889
軽 量 不 適 物		1,185	987	1,017	951	972

※重量不適物、軽量不適物の搬出量には、缶・びん・ペットボトル以外の残さも含まれる。

## (ウ) プラスチック容器包装

(単位：t)

区 分		年 度				
		26	27	28	29	30
搬 入 量		2,097	2,128	2,188	2,224	2,228
処 理 量		1,986	2,001	2,030	1,992	2,186
プラスチック圧縮梱包物の 処 理 後 搬 出 量		1,570	1,677	1,591	1,667	1,608

## (エ) 紙・布

(単位：t)

区 分		年 度				
		26	27	28	29	30
搬 入 量		99	98	90	85	81
紙・布の処理後搬出量		91	90	92	84	77

## (オ) 南部埋立処分地

(単位：t)

区 分		年 度				
		26	27	28	29	30
焼 埋 却 立 等 量	西部クリーンセンター分	6,228	7,030	3,400	4,404	5,920
	南部クリーンセンター分	325	278	337	502	335
	計	6,553	7,308	3,737	4,906	6,255

## (12) 一般廃棄物処理手数料

(31. 4. 1 現在)

種 別	処 理 区 分	手 数 料 額	
市長の指定する施設に搬入された一般廃棄物	処 分	(1) 次号に掲げる場合以外の場合 ア 100kgまでのものは1,600円 イ 100kgを超えるものは1,600円にその超える搬入量20kgまでごとに320円を加算した額	
市長の指定する施設に搬入された一般廃棄物	処 分	(2) 規則で定める種類に該当するものを市長が指示する分別方法により規則で定める施設に搬入する場合 ア 100kgまでのものは1,180円 イ 100kgを超えるものは1,180円にその超える搬入量20kgまでごとに230円を加算した額	
家庭系一般廃棄物（第12条第1項の規定により指定収集袋を使用しなければならないものに限る。）	収集、運搬及び処分	指定収集袋（大）	10袋につき 411円
		指定収集袋（中）	10袋につき 308円
		指定収集袋（小）	10袋につき 205円
		指定収集袋（特小）	10袋につき 102円
		指定収集袋（超特小）	10袋につき 51円
臨時に収集し、運搬及び処分する家庭系一般廃棄物（特定家庭用機器廃棄物を除く）	収集、運搬及び処分	1品目につき、2,040円を超えない範囲内において、当該家庭系一般廃棄物の特性、その処理に要する費用等を勘案して規則で定める額	
臨時に収集し、運搬する特定家庭用機器廃棄物（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機）	収 集 及 び 運 搬	1台につき2,040円	
犬、猫等の死体	収集、運搬及び処分	1体	1,520円
	処 分	1体	600円

## (13) 一般廃棄物処理業

一般廃棄物処理業許可等事務を通じ、適正処理の促進に努める。

## ア 許可業者数

(31. 3. 31現在)

許可業の種類	業者数
一般廃棄物収集運搬業（ごみ）	113
一般廃棄物処分業（ごみ）	8
一般廃棄物収集運搬業（し尿）	7
浄化槽清掃業	7
合 計	140

※平成29年4月1日からは、一般廃棄物収集運搬業については新規許可を停止。

## イ 許可手数料（最終改定：平成4年7月1日）

(ア) 一般廃棄物収集運搬業（ごみ）	1件につき	10,000円
(イ) 一般廃棄物処分業（ごみ）	1件につき	10,000円
(ウ) 一般廃棄物収集運搬業（し尿）	1件につき	10,000円
(エ) 一般廃棄物処分業（し尿）	1件につき	10,000円

(オ) 浄化槽清掃業 1件につき 10,000円

(14) 一般廃棄物処理施設設置

一般廃棄物処理施設設置許可等事務を通じ適正処理の促進に努める。

ア 許可施設数

(31. 3. 31現在)

施設の種類	許可施設数
紙の圧縮梱包	4
肥料化・堆肥化	2
破砕（木くず）	6
選別・圧縮・破砕（缶・びん・ペットボトル）	1
圧縮梱包（廃プラスチック類）	1
選別・破砕（廃プラ・木繊維金属くず・ガラコン・がれき・草等）	2
製 化	3
合 計	19

イ 許可等申請手数料

(ア) 一般廃棄物処理施設設置許可

縦覧等を要するもの 1件につき 130,000円  
 上記以外のもの 1件につき 110,000円

(イ) 一般廃棄物処理施設変更許可

縦覧等を要するもの 1件につき 120,000円  
 上記以外のもの 1件につき 100,000円

(ウ) 一般廃棄物処理施設の承継

譲り受け、借り受け許可 1件につき 68,000円  
 法人の合併、分割認可 1件につき 68,000円

2 ごみ減量・資源化事業等

(1) 高松市リサイクル推進員の設置

廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、新たに廃棄物減量等推進員が制度化されたことに伴い、平成5年度から高松市リサイクル推進員を各地区に設置した。推進員は、ごみの減量化及びこれらに関することについて地区のリーダーとして活動するとともに、地域ぐるみの主体的なりサイクルを推進している。

(2) 高松市廃棄物減量等推進審議会の設置

一般廃棄物の適正な処理・減量・再生利用の促進等を図るため、平成6年2月に高松市廃棄物減量等推進審議会を設置した。

(3) 生ごみ減量化助成事業

ア 生ごみ堆肥化容器購入補助事業

家庭から排出される生ごみの減量及び再資源化を図るため、平成元年度にモデル地区（男木・女木全地区、菅沢・鬼無地区の一部）を指定し、2年度からは、全市域を対象にして購入経費の一部を補助している。

(ア) 補助金額（令和元年度）

容器購入価格の2分の1以内で1基3,000円を限度（1世帯2基以内）



(イ) 補助の状況

項目	年度	26	27	28	29	30
補助基数(基)		167	157	133	129	105
累計(基)		27,805	27,962	28,095	28,224	28,329
補助金総額(円)		453,330	437,040	378,400	380,880	295,530

イ 生ごみ処理機購入補助事業

家庭から排出される生ごみを減量するため、平成10年8月から機械式生ごみ処理機購入経費の一部を補助している。

(ア) 補助金額(令和元年度)

購入価格の5分の2以内で1基16,000円を限度 ※ディスポージャー型を除く(1世帯1基のみ)。

(イ) 補助の状況

項目	年度	26	27	28	29	30
補助基数(基)		107	73	133	92	92
累計(基)		6,324	6,397	6,530	6,622	6,714
補助金総額(円)		2,084,100	1,413,000	2,157,100	1,557,700	1,108,600

(4) レジ袋等の削減推進

ア 協定の締結

温室効果ガスの排出抑制とごみの減量化に大きな効果があるレジ袋等の使用量の削減について、平成20年12月1日に、11事業者・6市民団体・市の三者でレジ袋等の削減に関する協定を締結し、レジ袋の使用量削減に向けて協働して取り組んでいる。また、22年3月29日に、新たに2事業者とレジ袋等の削減に関する協定を締結し、13事業者となったが、その後、25年6月に1事業者が閉店し、12事業者となった。また、30年度に、経営統合による1事業者減を反映したため、31年4月1日現在で、11事業者・6市民団体・市の三者協働で取り組んでいる。

なお、29年度からは、地球にやさしいオフィス・店や多量排出事業者、一般廃棄物手数料の収納事務委託事業者にもレジ袋の使用量削減について働きかけを行っている。

イ シンボルキャラクターの選定

平成20年に市民等から公募し、応募総点数160点から、優秀賞をレジ袋等の削減推進シンボルキャラクター(愛称 エコバックくん)として選定した。

ウ キャンペーン等の実施

平成23年12月の土・日曜日に、13事業者の13店舗において、レジ袋の削減キャンペーンを実施した。

また、25年度以降は、協定締結事業者の店舗内のレジ横等に、視覚効果の増大によるレジ袋等の削減推進を図るためのポスター看板を設置する等、買い物袋の持参を呼びかけ、レジ袋の使用量削減に向けて協働して取り組んでいる。

(5) 市民へのごみ減量・資源化啓発活動

ア 小学校社会科副読本の発行

小学校社会科研究会所属の教員の協力を得て、学校教育を通してごみ処理に対する理解と正しい知識を学んでもらうことを目的に、副読本『きれいな高松に・くらしとごみ』を毎年度発行し、小学校4年生の社会科の補助教材として活用している。

イ ごみ分別ガイドブックの発行

ごみの分別・排出方法等を啓発するため、平成16年10月(旧高松地域)及び20年4月(合併地区)に、それぞれの区域内の全世帯に配布し、転入者等にも要望に応じ随時配布している。

なお、23年度に見やすさ、検索のしやすさなどを重点に全面改訂し、市内全世帯に配布するとともに、ホームページにも掲載した。

#### ウ 外国人向けパンフレットの発行

市内在住の外国人に対し、正しいごみの出し方についての啓発用パンフレット（英語、中国語、ハンダ）を作成し、希望者に配布している。

#### エ 雑がみ回収袋によるモデル事業と、その検証作業の実施を踏まえた紙ごみリサイクルの周知・啓発

紙類のリサイクルを進めるため、平成26年8月から10にかけて雑がみ回収袋によるモデル事業を実施するとともに、その検証作業を行った。

その結果を踏まえ、紙ごみのなかでも特に分別が複雑でわかりにくい紙製容器包装の分別・出し方を中心に、広報たかまつ27年2月15日号に特集記事「紙ごみリサイクル大作戦」を掲載した。

また、同年2月放映のケーブルテレビ「ホットライン高松」を活用し、紙ごみリサイクルを中心に「資源の循環的な利用を目指して」をテーマに、広く市民に理解と協力を訴えかける等、ごみの分別の徹底とリサイクルの周知啓発のさらなる浸透を図った。

#### オ ごみ減量・資源化啓発キャンペーンー3Rシティ高松を目指してー

平成27年10月に、ごみ減量・資源化の啓発リーフレット「3Rシティ高松を目指して」を15万部作成し、広く市民に配布したほか、市役所本庁・支所・出張所等に配置し、転入者を初め来庁者向けに配布するとともに、出前講座等の研修資料としても積極的に活用している。

#### カ 高松市ごみ分別アプリの配信

平成28年11月1日から、新たにスマートフォンやタブレット端末の利用者向けに、「ごみ分別ガイドブック」や「ごみ収集カレンダー」の情報を始め、ごみ出し通知機能やごみの品目別の検索機能を有した「高松市ごみ分別アプリ」の配信を開始したが、引き続き、広報たかまつや市ホームページ上での周知、市民課、総合センター・支所・出張所やコミュニティセンター等でのポスター・チラシ・ガイドブック等での継続的な周知・啓発を通じて、さらにアプリの登録・利用者の拡大を目指している。

なお、31年4月1日現在の登録・利用者数は、10,516人となっている。

### (6) 事業者へのごみ減量・資源化啓発活動

#### ア 地球にやさしいオフィス登録制度

平成4年度に、事業系一般廃棄物の減量・資源化を推進するため、地球にやさしいオフィス宣言をした事業者を市に登録する制度を発足した。21年4月には、事業系一般廃棄物の減量・資源化と温室効果ガスの排出抑制の取り組みもあわせた、新たな地球にやさしいオフィス登録制度として申請を受け付け、市から登録ステッカーを交付した。登録したオフィスは市ホームページ等で公表しており、31年4月1日現在、120事業所が登録している。

#### イ 地球にやさしい店登録制度

平成6年2月に、容器包装の回収、包装の簡素化、再生品の販売等に取り組む店舗等を市に登録する地球にやさしい店登録制度を発足した。

21年4月に、事業系一般廃棄物の減量・資源化と温室効果ガスの排出抑制の取り組みもあわせた、新たな地球にやさしい店登録制度として申請を受け付け、市から登録ステッカーを交付した。登録した店は市ホームページ等で公表しており、31年4月1日現在、128店舗が登録している。

#### ウ 事業系一般廃棄物減量等計画書の提出

事業系一般廃棄物の減量及び資源化を推進することを目的として、平成21年10月に高松市事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱を制定し、事業の用に供する延べ面積3,000㎡以上の建物を所有・

占有または管理する事業者を「多量排出事業者」として、毎年、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めている。

#### エ 事業系一般廃棄物の減量化・資源化等優良事業者表彰制度

平成23年度から、地球にやさしいオフィス・店及び多量排出事業所から減量・資源化等の取り組みの優良な事業者を募集し、その優良な取り組みを表彰している。29年度は2社を表彰し、31年4月1日現在の累計表彰事業者数は、15事業者となっている。ホームページ等にその取り組みを公表しており、あわせて、事業系ごみの適正処理・資源化、買い物袋持参の呼びかけやレジ袋削減についての周知啓発も行っている。

#### (7) ごみ搬入検査

南部及び西部クリーンセンターでは、一層の分別の徹底によるごみの減量化や資源化の推進、安全・安心・安定したごみ処理を目指して、搬入検査を実施している。搬入禁止物等の混入を防止し、ごみの適正な処理を実施するため、収集運搬業者やごみ排出事業者・市民に対して、ごみの正しい分別方法や出し方についての指導・啓発を行っている。

#### (8) 不法投棄防止対策

平成20年4月の組織改正により、適正処理対策室を環境指導課に移管するとともに、室に適正指導係及び監視パトロール係を設置し、不法投棄の防止に努めている。

##### ア 不法投棄監視カメラの設置

市内でも、特に不法投棄が多く見られる山間地及び海岸線地域の24カ所に、監視カメラを設置するとともに、監視エリアの表示看板を立て、不法投棄防止の啓発を行っている。

##### イ 不法投棄防止パトロールの実施

毎週2～3回、職員による不法投棄防止パトロールを定期的の実施している。平成30年度においては、職員による定期監視パトロールを平日111回、休日14回実施した。

また、不法投棄の行為者の調査・指導を行い、不法投棄されているごみについては、早期の撤去に努めている。

##### ウ 不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦の実施

山間地や海岸線などの広範囲にわたる不法投棄が見られる地域においては、行政と住民が連携して、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施し、不法投棄されているごみの回収を行うことにより、地域の環境美化と環境意識の向上に努めている。

＜平成30年度不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦実施内容＞

実施件数 7件

延べ参加人員 約4,900人 総回収量 11.4t

##### エ 高松クリーンデー“たかまつきれいでー”の実施

10月の環境美化月間重点日事業として、行政と住民・企業が連携して、市全域での美化活動「高松クリーンデー“たかまつきれいでー”」を実施し、地域の環境美化と環境意識の向上に努めている。

＜平成30年度高松クリーンデー“たかまつきれいでー”実施内容＞

期日 30年10月28日（日） 参加人数 約34,000人 回収量 51.5t

##### オ 平成30年度瀬戸・高松広域連携中枢都市圏不法投棄対策事業の実施

＜瀬戸・高松広域連携中枢都市圏出会いふれあいクリーン作戦実施内容＞

実施件数 6件

延べ参加人員 約4,200人 総回収量 34.1t

(綾川町については、高松エアポートクリーン作戦(拡充)で実施のため除く。)

(9) 海ごみ対策

私たちが暮らす瀬戸内海を「豊かな海」として保全・再生するため、行政・市民・関係者が連携して、香川県を初め、環境省、本市を含む県内全8市9町及び民間団体などを構成団体とした、香川県海ごみ対策推進協議会を平成25年5月24日に設置し、全国でも初の試みとして、海域・陸域が一体となった海底堆積ごみの回収・処理を行うなど、海ごみ対策を推進している。

30年度は、瀬戸内漁協、下笠居漁協の協力を得て、合計3,790kgの海底堆積ごみを回収し、処理を行った。

26年度から、香川県海ごみ対策推進協議会主催の「県内一斉海ごみクリーン作戦」を高松クリーンデー“たかまつきれいでー”と合同で開催している。

<高松市の処理状況>

(単位: kg)

項目	漁港	下笠居漁協		合計処理量
	瀬戸内漁協 高松漁港	亀水漁港	小坂	
可燃	0	0	0	0
不燃	590	2,840	360	3,790
計	590	2,840	360	3,790

(10) 資源ごみ持ち去り防止対策

「高松市資源ごみ持ち去り防止要綱」を平成21年4月1日に制定し、ごみステーションに出された新聞紙などの資源ごみの持ち去りを防止するため、職員による早朝パトロールや広報等により、市民の注意喚起を行った。

(11) 家電リサイクル法

平成13年4月から家電リサイクル法が施行されたことにより、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4品目はリサイクルすることが義務づけられ、これらの品物が不要となった時には、原則として、販売店を通じてメーカーへ引き渡しリサイクルを行うこととなっているが、販売店に引取りの義務がないなどのやむを得ない場合に限り、市で回収し、メーカーの指定引取場所へ搬入している。

21年4月1日から、家電リサイクル法対象機器に、新たに液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機が加わった。

また、家電4品目の不法投棄については、市民からの通報等により回収し、リサイクル可能な物については、メーカー指定引取場所へ搬入している。

<家電4品目の有料収集及び不法投棄収集の実績>

品目	有料収集台数実績(台)					不法投棄収集台数実績(台)				
	26	27	28	29	30	26	27	28	29	30
テレビ	87	61	68	55	67	41	49	67	96	42
エアコン	19	16	14	12	24	0	0	3	0	2
冷凍・冷蔵庫	126	89	108	92	130	11	9	17	19	10
洗濯機・衣類乾燥機	94	96	93	85	117	4	8	13	7	11
合計	326	262	283	244	338	56	66	100	122	65

(12) 家庭用パソコンのリサイクル及び携帯電話機のリサイクル

製造メーカー等によるリサイクルを促進するため、平成20年4月からパソコンの収集、また、21年4月から携帯電話機の収集及び処理施設での受入れを行わず、製造メーカー等が独自に引き取ることで、資源の再利用を図っている。

(13) 使用済小型電子機器等リサイクル事業

レアメタルや貴金属などの再資源化や埋立ごみの減量化を図るため、平成25年10月から携帯電話機やデジタルカメラなど21品目の使用済小型家電を、支所・コミュニティセンター等15カ所でボックス回収する国のモデル事業を実施した。

回収ボックスの設置箇所は、26年11月に大型スーパーマーケットや家電販売店など5カ所、28年3月にコミュニティセンター2カ所を増やし、市内22カ所で回収している。

また、27年から西部クリーンセンター及び南部クリーンセンターでのピックアップ回収を開始したほか、市内各地区で実施される不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦会場に回収ボックスを設置するイベント回収を開始した。

29年度から30年度までの間、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の金・銀・銅メダルをリサイクル金属で作る国民参加型プロジェクト「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、市内で開催されるスポーツイベントなどでもイベント回収を実施した。

(14) 衛生組合

ア 目的・組織

地域住民によって自主的に組織されている衛生組合は、地域社会を住みよい快適な環境とするため、生活環境改善及び健康増進運動の推進、環境及び公衆衛生思想の普及向上等の自主的活動を行っている。

衛生組合の組織は、単位組合が地区ごとに地区協議会を結成し、これら地区協議会が連合して、高松市衛生組合連合会を結成している。

地区衛生組合協議会数： 41地区（平成31年4月1日現在）

イ 活動状況

- (ア) 環境美化運動の推進
- (イ) ごみ減量運動等の推進
- (ウ) ごみの正しい出し方の普及推進
- (エ) 住み良いまちづくりの推進
- (オ) 買い物袋持参運動の推進
- (カ) 環境衛生知識の向上等

ウ 市から衛生組合連合会に対する助成実績（金額） （単位：千円）

項目 \ 年度	26	27	28	29	30
運 営 補 助 金	2,849	2,819	2,697	2,613	2,439
保 険 料 補 助 金	1,937	1,919	1,882	1,801	1,759
啓 発 活 動 補 助 金	428	428	428	407	379
計	5,214	5,166	5,007	4,821	4,577

(15) 定期収集家庭ごみの有料化の実施

平成16年10月1日から定期収集している家庭ごみのうち、「可燃ごみ」と「破碎ごみ」の有料化を実施した。

ア 「家庭ごみ有料化」の目的

- (ア) より一層のごみ減量・資源化  
「ごみ有料化」により、発生抑制の観点からさらなるごみ減量化を目指す。
- (イ) ごみ処理費用に対する負担の公平化  
受益者負担の原則により、排出量に応じた費用負担で負担の公平化を図る。
- (ウ) ごみに責任を持つ社会の実現  
ごみ処理費用の負担を「ごみ有料化」により「見える負担」とすることで、ごみに対する意識を高

め、一人一人がみずから排出するごみに責任を持つ社会の実現を目指す。

イ 「ごみ有料化」による直接的効果（災害ごみ分除く。）

ごみ有料化後5年間における定期収集家庭系ごみ年間推移（旧高松市）

（単位：t）

種別	期間	可燃	破砕	資源				合計
				缶・びん・ペット	プラ	紙・布	小計	
有料化前	H14.10月-15.9月	53,969.47	6,159.53	5,767.03	4,443.42	18,587.30	28,797.75	88,926.75
	H15.10月-16.9月	55,370.93	8,209.14	5,834.54	4,638.29	19,757.68	30,230.51	93,810.58
有料化後	H16.10月-17.9月	47,210.60	5,160.02	5,503.97	4,755.10	20,276.16	30,535.23	82,905.85
	H17.10月-18.9月	48,205.44	5,423.50	5,412.98	4,876.00	20,475.89	30,764.87	84,393.81
	H18.10月-19.9月	47,863.39	5,528.43	5,348.34	4,846.20	20,186.52	30,381.06	83,772.88
	H19.10月-20.9月	47,319.41	5,375.35	5,072.03	4,626.38	19,086.74	28,785.15	81,479.91
	H20.10月-21.9月	46,536.35	5,323.33	5,050.61	4,655.60	17,772.64	27,478.85	79,338.53

ウ 指定収集袋（超特小）50サイズの導入

高齢者の単独世帯など、ごみの排出量が少ない世帯を念頭に、現行より、小さい袋の導入を求める意見があったことや、高齢者等へのニーズ調査の結果、他都市の状況、費用などを踏まえ、現行の最小である100サイズ（特小）の半分程度の50サイズ（超特小）の有料指定収集袋を新たに導入することとし、平成28年3月29日に条例を改正し、同年10月1日から、その運用を開始した。

(16) 食品ロス対策等の推進

食品ロス（本来食べられるのに捨てられる食品）の削減を初めとする食品廃棄物の減量・再資源化を推進するため、環境・身体・家計に賢いライフスタイルであるスマート・フードライフに関する市民意識の向上に取り組んでいる。

ア 食品廃棄物削減のためのリーフレット作成

平成30年10月に、食品ロスを減らす工夫などをまとめたリーフレット「STOP!食品ロス 3きりのススメ」を作成し、周知啓発を行った。

イ 食品ロス実態調査

平成31年1月に、ごみステーションに出された燃やせるごみにおける食品ロスの量を調査した。

ウ 食品ロスに関するアンケート調査

平成31年2月に、食品ロスに関する市民意識や取組状況を把握するため、市民アンケート調査を実施した。

### 3 し尿処理等

(1) 沿革

汚物掃除法施行時代は、農家と市街地住民との相互依存により、農村還元によって処理していたが、昭和26年頃から、人口の都市集中と農家の労働力不足、さらには、化学肥料の普及などによって、し尿処理は困難になってきた。

昭和29年 清掃法の施行に伴い、し尿処理は市町村の義務とされたため、9月に高松市清掃条例を制定して、営業する民間2業者を許可し、くみ取ったし尿は果樹園や農村地帯へ運んで処理した。

また、市施設（学校等）のくみ取りはポンプ車1台を購入して直営とした。

- 昭和31年 くみ取り家庭が7,000戸を超え、さらに1業者を許可し3業者とした。
- 34年 化学肥料等の普及により、農村へ還元できる量が減少したため、その対策として農家のし尿貯留槽設置を奨励補助し、不需要期に備えた。
- 37年 農村還元のみでは処理できなくなり、この打開策として海洋処分を開始するとともに、3カ年の継続事業でし尿陸上処理施設の建設を計画したが、地元関係者から設置反対があり、4年余りの歳月を要して民事訴訟を繰り返した。
- 42年 地元住民との和解が成立し、し尿処理施設建設に着手した。
- 43年 100kℓ/日の処理能力を持つ近代的な施設が竣工し、くみ取り料金についても定額制を採用し、業者の指導監督に努めた。
- 47年 海洋汚染防止法施行令の一部改正により、瀬戸内海での海洋処分が48年3月31日で禁止となるため、し尿外洋処分に備えて、し尿処分中継所を新設した。
- 48年 高松市清掃業者連合会所有の新東光丸によるし尿外洋処分を4月から潮岬南方64海里で実施（広域市町村圏分を含む。）するとともに、し尿陸上処理施設の建設について検討を進めたほか、公共下水道による水洗便所の普及に努めた。
- 49年 市が許可した5業者が収集し、衛生処理センターによる陸上処理と新東光丸による外洋処分を実施した。
- 50年 引き続き衛生処理センターによる陸上処理と新東光丸による外洋処分を実施したほか、衛生処理センターの施設改良工事（三次処理施設）を行った。
- 51年 外洋処分海域の変更により、9月から潮岬沖南南西140海里に処分するとともに、新たに貯留船（600kℓ積）1基を建造し、衛生処理センターでも衛生的な処理を行った。
- 53年 し尿処分中継所に燃焼脱臭装置を設置し、周辺環境の整備を行った。
- 55年 衛生処理センターに、放流水計測装置を設置した。
- 56年 衛生処理センター周辺において、陸上部及び海域にわたり環境調査を実施し、この調査結果を踏まえて、さらに施設の円滑な運営に努めた。
- 57年 高松地区広域市町村圏振興計画に基づき、高松市・三木町・牟礼町・庵治町・塩江町・香川町・香南町・綾上町・綾南町及び国分寺町により、し尿処理施設を拡張整備するため、高松地区広域市町村圏振興事務組合の規約を一部変更し、同組合により施設整備を行うこととした。
- 58年 高松地区広域市町村圏振興事務組合により、9月から4カ年の継続事業として、62年操業開始を目標に、処理能力320kℓ/日を有する高松地区広域衛生処理センター（仮称）の建設に着手した。  
市内唯一の、し尿未収集地区であった男木町において、12月から特殊車両による、収集を開始した。
- 62年 高松地区広域市町村圏振興事務組合衛生処理センターが竣工し、高松市と近隣9町の、し尿処理部門が広域事業として操業を開始した。  
センターの操業により、高松市のし尿海洋処分を廃止するとともに、衛生処理センターへの搬入は陸上輸送を廃止し、中継所からの海上輸送を開始した。
- 平成元年 下水道事業及び浄化槽の普及に伴い、くみ取り収集世帯が減少し、各許可業者間の世帯数に不均衡が生じたので、地区割りの変更を実施した。
- 9年 高松地区広域市町村圏振興事務組合により、7年度から整備を進めていた貯留能力1,500kℓを有する、衛生処理センター中継所が竣工した。
- 15年 衛生処理センター脱水汚泥の焼却処理を取りやめ、資源化処理を行うため外部委託とした。
- 18年 合併により、高松地区広域市町村圏振興事務組合が3月31日付けで解散したことに伴い、高松市が衛生処理センターの業務を引き継ぐとともに、三木町、綾川町の処理業務を受託した。  
また、衛生処理センターの名称を高松市衛生処理センターに改称した。
- 20年 一般廃棄物処理基本計画を策定した。
- 23年 処理量の減少などを踏まえ、効率的な汚水処理を行うため、衛生処理センター中継所内に前処理施設を整備し、汚泥移送管（海底管）で東部下水処理場に移送し、下水とし尿等を共同処理することについて、9月に市議会経済環境常任委員会・建設水道常任委員

- 平成23年 会合同調査会に報告し、了承された。
- 24年 中継所前処理施設の整備のため、生活環境影響調査を実施した。
- 25年 中継所前処理施設の整備のため、実施設計業務を行った。
- 26年 中継所前処理施設の整備工事に着手した。
- 28年 中継所前処理施設の整備工事が竣工し、東部下水処理場におけるし尿等と下水の共同処理の試運転を開始した。
- 29年 衛生処理センターを3月末に廃止した。  
4月から、し尿等と下水の共同処理の本格実施を開始した。  
また、衛生処理センター中継所の名称を高松市衛生センターに改称した。  
女木町貯留槽が9月に竣工し、11月から供用開始した。
- 30年 3月に旧衛生処理センター解体工事に着手した。  
男木町貯留槽が8月に竣工し、10月から供用開始した。

(2) し尿等処理計画 (令和元年度)

区 分		種 別	収 集 方 法	処 理 方 法
全市域排出量 332,100kℓ 常住人口 425,631人 世帯数 196,600世帯 昼間流入人口 15,200人	収集量 51,600kℓ	し尿 11,100kℓ 常住人口 13,211人 世帯数 6,600世帯 昼間流入人口 760人	東部下水処理場 51,600kℓ  (別途、処理水6,900kℓが必要)	浄化槽汚泥 40,500kℓ
				常住人口 166,368人 世帯数 71,300世帯 昼間流入人口 3,040人
	収集外 280,500kℓ	常住人口 246,052人 世帯数 118,700世帯 昼間流入人口 11,400人	公共下水道 192,900kℓ 浄化槽 87,600kℓ 自家処理 -kℓ	

- ※ 高松市の排出量は2.10/人・日、昼間流入の場合は1.05ℓ/人・日とする。  
浄化槽汚泥は合併槽0.69ℓ/人・日、単独槽0.51ℓ/人・日とし、昼間流入の場合は0.2ℓ/人・日とする。  
昼間流入のうち、5%はし尿、20%は浄化槽汚泥、75%は公共下水道区域に流入したものとみなす。

(3) 年度別し尿等収集量

(単位：kℓ)

年 度	26	27	28	29	30
し 尿	13,616	12,822	12,851	12,339	11,909
浄化槽汚泥	35,186	38,853	38,074	38,942	38,805
合 計	48,802	51,675	50,925	51,281	50,714

(4) し尿収集料金の推移

(単位：円)

し尿収集料金の基準 改定年月日	定額制 (一般家庭)		従量制 (事業所等)		特 別 料 金	
	人数割(1人1カ月につき)	回数割(1回につき)	18ℓにつき	ホース2本(40m)を超える場合1本につき	軽四輪車による収集の場合1回につき	一般家庭用無臭トイレの場合1回につき
昭和50.10.1	110	130	70	100	100	—
52.8.1	150	160	95	100	200	—
55.1.1	180	190	115	150	250	250
59.8.1	230	240	150	200	320	320
平成2.10.1	290	300	190	250	410	410
7.10.1	330	340	210	280	460	460

- ※ 1歳未満の者は、定額制の人数割人員に含めない。
- ※ 当該金額によって積算した合計額に、消費税及び地方消費税(ただし、10円未満の端数金額については切り捨てる。)を加算する。



※ 国分寺地区のし尿収集料金は、平成20年度までは旧国分寺町の収集料金のおりとし、21年度に高松市の収集料金に統一した。

(5) し尿処理施設

ア し尿及び浄化槽汚泥処理量

(単位：kℓ)

年度	市町別	高松市	三木町	綾川町	計
26		48,802	8,272	4,737	61,811
27		51,675	8,511	5,310	65,496
28		50,925	7,908	5,054	63,887
29		51,281	8,509	5,353	65,143
30		50,714	8,390	5,042	64,146

イ 施設概要

名称		衛生センター	
所在地		高松市朝日町五丁目5番56号	
敷地面積		3,378.45㎡	
建築面積		受入棟 929.50㎡	管理棟 490.82㎡
		前処理棟 133.19㎡	
建物概要		受入棟 地上1階地下1階	管理棟 地上2階
		前処理棟 地上4階	
延床面積		受入棟 1,734.64㎡	管理棟 916.43㎡
		前処理棟 344.77㎡	
		駐輪場 12.00㎡	
		受入・管理棟	前処理棟
工期	着工	平成7年7月20日	平成26年12月22日
	竣工	平成9年3月7日	平成28年3月15日
設計		(株)日本環境工学設計事務所	(株)N J S
施工	建築	西松建設(株)	
	機械設備	(株)荏原製作所	
総事業費		1,689,864千円	846,748千円
処理能力		378kℓ/日 貯留量：1,500kℓ (500kℓ×3槽)	
処理方式		前処理・下水道投入	

## (6) 公衆便所

## 環境施設対策課所管の公衆便所

(31. 4. 1現在)

名 称	構 造	規 模		身 障 者 用 トイレ設置
		大便	小便	
高松市片 原 町公衆便所	コンクリートブロック造 (一部鉄骨造)	2	1	
〃 高松駅前広場 〃	鉄筋コンクリート造	8	4	○
高松市天 神 前公衆便所	鉄筋コンクリート造	4	2	○
〃 栗林公園前 〃	〃	8	5	○
〃 北 浜 町 〃	〃	1	2	
〃 福 岡 町 東 部 〃	コンクリートブロック造	1	2	
〃 石清尾八幡神社内 〃	鉄筋コンクリート造	4	3	○
〃 姥 ケ 池 〃	〃	4	2	○
〃 朝 日 町 〃	〃	4	2	○
〃 成 合 町 〃	〃	3	1	○
〃 屋 島 山 上 〃	〃	4	3	○
〃 香西芝山第一 〃	木 造	2	3	
〃 香西芝山第二 〃	鉄筋コンクリート造	2	1	
〃 一 宮 〃	鉄筋コンクリート造コンクリート造	4	2	○
〃 女 木 松 原 〃	鉄筋コンクリートブロック造	2	2	
〃 女 木 鷲 ケ 峰 〃	鉄筋コンクリート造コンクリート造	3	3	
〃 女 木 海 水 浴 場 〃	鉄筋コンクリートブロック造	3	1	○
〃 男 木 町 〃	鉄筋コンクリート造コンクリート造	2	1	○
〃 男 木 町 大 井 〃	〃	2	1	○
〃 塩 江 町 相 栗 峠 〃	木 造	3	2	
〃 塩 江 町 内 場 池 横 〃	〃	2	2	
〃 庵 治 町 鎌 野 〃	F R P 造	2	—	
〃 庵 治 町 竹 居 〃	〃	2	—	

## 4 産業廃棄物処理

産業廃棄物について、処理業と処理施設の許可等のほか、排出事業者に対する排出削減の働きかけ、排出事業者と処理業者に対する適正処理の指導、不法投棄の防止を図るなど、適正処理を促進する。

## (1) 産業廃棄物収集運搬業の許可業者 (31. 3. 31現在)

許 可 業 の 種 類	業 者 数
産業廃棄物収集運搬業	148
特別管理産業廃棄物収集運搬業	15
合 計	163

## (2) 産業廃棄物処分業の許可業者 (31. 3. 31現在)

許 可 業 の 種 類	業 者 数
産業廃棄物処分業	50
特別管理産業廃棄物処分業	2
合 計	52

(3) 許可を受けた産業廃棄物処理施設 (31. 3. 31現在)

施設の種類		施設数
中間処理施設	汚泥の脱水	11
	焼却	5
	破碎	25
最終処分場	安定型	1
	管理型	1
合計		43

※最終処分場数は埋立て処分中のもの

(4) 産業廃棄物処理業・処理施設設置許可等申請手数料

ア 産業廃棄物収集運搬業 (1件につき)

新規許可	81,000円
許可更新	73,000円
変更許可	71,000円

イ 特別管理産業廃棄物収集運搬業 (1件につき)

新規許可	81,000円
許可更新	74,000円
変更許可	72,000円

ウ 産業廃棄物処分業 (1件につき)

新規許可	100,000円
許可更新	94,000円
変更許可	92,000円

エ 特別管理産業廃棄物処分業 (1件につき)

新規許可	100,000円
許可更新	95,000円
変更許可	95,000円

オ 産業廃棄物処理施設設置許可 (1件につき)

縦覧等を要するもの	140,000円
上記以外のもの	120,000円

カ 産業廃棄物処理施設変更許可 (1件につき)

縦覧等を要するもの	130,000円
上記以外のもの	110,000円

キ 産業廃棄物処理施設の承継 (1件につき)

譲り受け、借り受け許可	68,000円
法人の合併、分割認可	68,000円

ク 熱回収施設設置者認定 (1件につき)

新規認定	33,000円
更新認定	20,000円

## 5 環境保全

平成8年3月に高松市環境基本条例を制定したほか、11年2月には、さまざまな環境に関する課題に対応するため環境基本計画を策定し、各種施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

しかし、計画策定後、環境への負荷の低減を目指す循環型社会形成推進基本法の施行や京都議定書の発効、さらには合併による市域の拡大など社会情勢は大きく変化した。

このため、本市の環境状況や地域特性、市民の環境問題への関心やニーズ等を踏まえ「地球温暖化の防止」及び「環境にやさしい人材の育成」の2つを重点施策として位置づけ、市民・事業者・行政の連携と協働による環境保全の取り組みを柱とした新しい高松市環境基本計画を19年度に策定した。

また、同計画の計画期間の終了に伴い、平成28年3月に、「人と自然が調和し 未来へつなぐ 地球にやさしい田園都市 たかまつ」を目指すべき環境像として掲げた新しい高松市環境基本計画を策定した。

### (1) 公害の状況

本市における公害の状況は、諸施策の推進と市民の積極的な協力により一部改善の傾向が見られるものの、公害発生の際要因は多様化しており、微小粒子状物質 (PM2.5) 等による大気汚染、河川等の水質汚濁、自動車交通騒音など解決しなければならない多くの問題がある。

このため、水質総量規制・騒音の環境基準に係る地域指定等に対応し、環境基準の維持達成と公害の未然防止に努めている。

## ア 環境調査

(30年度)

種 別	調 査 項 目
大 気 汚 染 常 時 監 視	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）、一酸化窒素、二酸化窒素、オキシダント、一酸化炭素、炭化水素、風向・風速、有害大気汚染物質（ダイオキシン類等22物質）
ア ス ベ ス ト 監 視	環境大気アスベスト
騒 音 常 時 監 視	環境騒音、交通騒音、航空機騒音
振 動 常 時 監 視	交通振動
水 質 汚 濁 常 時 監 視	海域（一般項目）、ため池（一般項目）、河川（一般項目、健康項目、その他項目、ダイオキシン類）、地下水（健康項目：ダイオキシン類）

## イ 立入調査

(30年度)

種 別	調 査 項 目
大気特定施設	ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、水銀濃度、ダイオキシン類
水質特定施設	一般項目、有害項目、TOC、ダイオキシン類

## ウ 公害苦情申立状況

(単位：件)

種 類 年 度	騒 音	振 動	大気汚染	水質汚濁	悪 臭	その他	合 計
26	44	2	9	31	16	5	107
27	51	7	14	21	18	6	117
28	37	2	10	28	21	5	103
29	37	4	17	19	4	6	87
30	49	3	22	34	21	12	141

## エ アスベスト対策

アスベスト被害の拡大防止対策として、大気汚染防止法や香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例に基づき、県や関係機関と連携を図りながら、建築物の解体作業やアスベスト使用建築物の届出審査や監督・指導を行っている。

## (2) 環境美化の推進

昭和54年9月、環境美化についての全市民共同の実践目標となる環境美化都市宣言を行い、同年11月に、市内の関係団体・市議会・行政の代表者で組織する高松市環境美化都市推進会議が発足した。

この推進会議を母体に、市民一人一人の郷土愛と自治と連帯の精神に根差す清潔で美しい町づくり運動の輪を広げ、宣言の目標である清潔で緑豊かな美しい町「環境美化都市 高松」を実現するため、中央通りの一斉清掃や環境美化意識の啓発に努めてきたが、いわゆるごみの「ポイ捨て」行為はなお後を絶たず、このため平成9年3月高松市環境美化条例を制定し、市内全域でごみの「ポイ捨て」行為を禁止するとともに、10月1日を「環境美化の日」、10月を「環境美化月間」と定め、市民の協力を得ながら、まちの美観向上に向けて取り組みを進めている。

さらに18年3月には、四国の県庁所在都市として初めて、たばこの吸い殻の投棄防止を重点的に推進する区域を、「歩きたばこ禁止区域」として指定できるよう同条例を改正し、同年6月1日から、「歩きたばこ禁止区域」内では、備付けの灰皿のある場所以外での喫煙を禁止した。

しかしながら、禁止区域内においては一定の成果が上がっているものの、それ以外の区域では、依然として空き缶やたばこの吸殻のポイ捨てが後を絶たない現状にあったため、21年12月に、美しい景観を保護・復元するための高松市美しいまちづくり条例を制定したことにあわせ、高松市環境美化条例を一部改正し、22年4月1日から、全市域の公共の場所における喫煙の制限及び印刷物等の回収の規定を設けると

ともに、これまでの「歩きたばこ禁止区域」を「喫煙禁止区域」に名称変更し、その区域を拡大した。

今後とも、歩きたばこや吸い殻ポイ捨て等の禁止の周知・啓発に努め、環境美化の着実な推進を図っていく。

#### ア 喫煙禁止区域

北側は、サンポート及び水城通り、東側はフェリー通り及び瓦町駅前広場、南側は観光通り、西側は県庁前通りで囲まれた区域。

### (3) 高松市地球温暖化対策実行計画の推進

平成20年6月の地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、本市においても、市域全体の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量削減等に関する施策等を含めた実行計画を策定するため、21年10月、市民団体や学識経験者、関係行政機関などで構成する「実行計画推進協議会」を設置し、23年2月に「高松市地球温暖化対策実行計画」を策定した。

28年5月、国が、新たな温室効果ガス削減目標を掲げた地球温暖化対策計画を策定するなど、本市の地球温暖化対策を取り巻く諸情勢に大きな変化を来したことから、29年3月に計画を改定した。

改定後の計画では、本市の温室効果ガス排出量を42年度に25年度比で30%削減することを目標としており、その実現に向けて、3つの基本施策のもと14の主要施策を定め、市民・事業者と連携して温暖化対策を推進することとしている。

ア 計画期間 平成29年度～令和12年度 基準年 平成25年度

イ 計画の対象区域 高松市全域

ウ 3つの基本施策

(ア) 再生可能エネルギー等の利用促進

(イ) 省エネ型ライフスタイル等の促進

(ウ) 低炭素なまちの実現

### (4) クールビズ・ウォームビズの取り組み

地球温暖化対策の一環として、平成17年度から推進している夏期の室温設定の適正化とその温度に適した軽装や取り組みを促す「クールビズ」や、冬期の室温設定の適正化とその温度に適した取り組みを促す「ウォームビズ」を推進するとともに、市民や市内の事業者にも、その普及について呼びかけを行った。

29年度から、四国4県で構成する四国地球温暖化対策推進連絡協議会に合わせた期間で実施しており、市民や事業者に対しても、節電の徹底など、地球温暖化の防止に努めるようPRした。

期間及び内容

(30年度)

	期 間	内 容
ク ー ル ビ ズ	平成30年5月1日～10月31日	冷房時の室温は、28度を目途に設定
ウ ォ ー ム ビ ズ	平成30年12月1日～31年3月31日	暖房時の室温は、18度を目途に設定

### (5) エコシティたかまつ環境マネジメントシステム

本市においては、行政活動から生じる環境負荷の軽減に取り組むため、平成12年3月に「高松市役所における環境行動率先実行計画」を策定し、12年度から同計画の積極的な推進を図るとともに、この計画を、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、本市の温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画としても位置づけ、地球温暖化対策にも取り組んできた。

また、一方では、市役所本庁舎の事務事業を対象として、13年9月7日に環境マネジメントシステムの国際標準規格であるISO14001の認証を取得し、並行して運用してきたが、22年の更新時期に先立ち、マネジメントレビュー（市長による見直し）において、これまで取り組んできたISO14001の利点等の効果的な活用を図りながら、「高松市地球温暖化対策実行計画」への積極的な貢献を目指し、「高松市役所における環境行動率先実行計画」と集約・一元化したシステムへの見直しを行うこととなった。

これを受け、本市独自の「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム」を23年10月に策定し、23年度以降は、ISO14001に替わる新たな環境マネジメントシステムの運用を開始し、市役所の全ての事務事業から生じる環境負荷のより一層の低減と事務の効率化に努めることとなった。

さらに、29年度に、本システムの第一次運用期間の満了したこと、また、システムの上位計画である「高松市地球温暖化対策実行計画」の改定に合わせて、計画期間及び基準年度を見直すとともに、新たな目標値を設定した「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム（改定版）」を本市における「地球温暖化対策実行計画の事務事業編」として策定した。

しかしながら、政府が計画で示した国の目標を達成するには、地方公共団体が属する「業務その他部門」において、約40%の削減目標を達成する必要があることから、30年度において、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（カーボン・マネジメント強化事業）を活用した見直しを行い、引き続き、本市の事務事業から生じる環境負荷の、より一層の低減と事務の効率化を推進していくこととした。

#### ア システムのコンセプト

- ・「高松市地球温暖化対策実行計画」への整合性と積極的な貢献を目指すシステム
- ・これまでの「環境行動率先実行計画」と「ISO14001環境マネジメントシステム」を集約・一元化したシステム
- ・改正省エネ法に対応したシステム
- ・簡略化した分かりやすいシステム
- ・適宜、見直しを弾力的に行い、より良く改善していくシステム

#### イ 環境目標等の設定について

上位計画に位置する「高松市地球温暖化対策実行計画」への積極的な貢献とともに、政府の目標等と比べて遜色のないものとするため、令和12年度までに基準年（平成25年度）から40%の削減を目標とする。

また、用紙類使用量及び上下水使用量についても、引き続き、その他の環境配慮項目として削減目標を定め、令和2年度までに基準年（平成27年度）から3%の削減を目標とした。

#### (6) 太陽光発電システム等設置費補助事業

地球温暖化対策の一環として、平成15年度から、県と連携し、日照時間が長い本市の地域特性を生かし、市内の居住用住宅に太陽光発電システムを設置する者に対する補助制度を開始した。なお、20年7月から実施していた事業所用の太陽光発電システムに係る補助については、24年7月から国の再生可能エネルギーの固定買取制度が創設され、10kW以上のシステムによって発電された電力の電気事業者による全量買い取りが開始されたことに伴い、収益性が担保されることから、同年10月をもって廃止した。26年度から太陽光発電システムと蓄電システム、または電気自動車等の充給電設備を、同時に新規で併設する場合、蓄電システム、充給電設備に対しても補助することとした。

#### ア 補助金額（令和元年度）

太陽光発電システム設置住宅：1kW当たり1万円、上限5万円、

蓄電システム8万円、充給電設備5万円

#### イ 補助件数等の状況

##### (ア) 住宅

区分	年度	26	27	28	29	30
件数（件）		762	601	557	408	383
設置出力（kW）		3,897.13	3,255.58	3,013.28	2,135.93	2,037.42

事業所への補助は、平成24年度をもって廃止した。

(イ) 蓄電システム設置補助

区分	年度	26	27	28	29	30
件数(件)		27	53	81	58	78

(ウ) 電気自動車充電設備

補助実績なし

(7) 太陽熱利用システム設置費補助事業

地球温暖化対策の一環として、環境負荷の低減を図るため、平成21年度にクリーンな太陽エネルギーを活用した太陽熱利用システム設置費補助制度を創設し、導入の促進を図っている。

補助対象は、住宅の屋根等への設置に適した、不凍液等を強制循環させる太陽集熱器と蓄熱槽から構成され、温水、冷暖房等に利用するシステムのうち、太陽集熱器、蓄熱槽・附帯機器、架台、配管・配線等部材及び据付工事にかかる費用の合計額。

ア 補助金額(平成30年度)

補助対象経費に、10分の1を乗じて得た額(上限6万円)

イ 補助件数の状況

区分	年度	26	27	28	29	30
件数(件)		8	8	2	0	1

(8) 環境保全推進課分室(旧環境プラザ)管理運営事業

平成15年11月に旧リサイクルプラザをリニューアルした環境プラザにおいて、各種の環境学習事業を展開してきたが、22年8月1日の事業仕分けにおいて、「環境プラザ管理運営事業」に廃止判定を受けたことから、内外関係者と環境プラザのあり方について検討を行ってきた結果、23年度末で「公の施設」としての環境プラザは廃止することとした。

24年度以降は、施設を環境保全推進課の分室として位置づけ、管理運営は直営としたうえで、無料で環境活動団体等の活動成果発表、展示活動等に貸し出すとともに、環境学習活動に活用してきたが、28年度末をもって環境保全推進課分室は上下水道局(現在の県広域水道企業団)に返還した。

これまで環境保全推進課分室で実施してきた事業については、たかまつミライエや瓦町FLAG等を利用して実施するほか、環境学習支援事業(出前講座)については、引き続き、環境活動団体等の協力によりさまざまなテーマで環境学習事業を実施している。

(9) 環境学習活動事業費補助事業

環境問題は、市民の生活や行動様式に深くかかわっているため、環境学習の果たす役割はこれまでも増して高まっているが、環境学習活動を進めるには環境活動団体の専門的な知識や人的資源を生かすことが重要であるため、平成24年度から、市民を対象とした環境学習活動を自主企画・運営し、市民の環境意識の啓発・向上を行う環境活動団体等を支援している。

また、29年度からは「地球温暖化対策実践活動促進事業」と一本化を行い、効率的な運用を図っている。

ア 補助金額

報償費、旅費、消耗品費等の補助対象経費から事業実施に伴う入場料、広告収入費等を控除した額で、1団体当たり10万円を上限として補助する。

イ 補助の状況(平成30年度 1件)

(10) 「たかまつ緑のカーテン・コンテスト」の実施

緑のカーテンは、住宅や学校、事業所等で朝顔、にがうり、ひょうたん等のつる性植物を建物の壁面にはわせることにより夏の暑い日差しを和らげるもので、空調等の電力エネルギーの節約や二酸化炭素の吸

収源としての効果があり、地球温暖化対策に身近な取り組みとして大きく役立つことが期待できることから、平成22年度以降継続して実施しており、30年度においても「たかまつ緑のカーテン・コンテスト」を実施し、緑のカーテンの普及啓発に努め、地球温暖化防止に努めた。

#### ア 実施内容（平成30年度）

「家庭部門」、「事業所部門」及び「学校・保育所・公共施設部門」の3部門でコンテストを実施

- ・家庭部門：高松市内で自らが居住している個人住宅の壁面において実施するもの。
- ・事業所部門：事業所、店舗、工場等の建物の壁面において実施するもの。
- ・学校・保育所・公共施設部門：高松市内学校・保育所（幼稚園を含む。）及び公共施設の建物の壁面で実施するもの。

#### イ 参加方法

「参加の申し込み」と「実施報告書の提出」によりエントリーを行う。

#### ウ エントリー状況（平成30年度）

- ・家庭部門：136件
- ・事業所部門：14件
- ・学校・保育所・公共施設部門：46件

#### エ 表彰等

部門ごとに、市長賞1点、香川県造園事業協同組合代表理事賞1点、特別賞若干数を選定し、表彰状・副賞の授与を行うとともに、抽選により参加賞を贈呈した。なお、平成30年度から家庭部門において、市長賞を通算3回受賞した人を対象に「殿堂入り」制度を設けた。

### (ii) たかまつCOOL CHOICEキャンペーン

COOL CHOICEの普及啓発を進め、市民・事業者の省エネ等を通じて、地球温暖化対策の推進を図ることを目的に、平成29年度から環境省補助事業として、たかまつCOOL CHOICEキャンペーンを実施している。

#### ア 内容

（平成29年度）

開幕セレモニー、パネル展、セミナー、クイズラリー、省エネ住宅無料相談会、ものづくり体験（ソーラーカー）、マフラーづくり、子供向け科学体験学習会、CMの制作と市ホームページでの配信、新聞本紙広告の掲載、ポスター及びチラシの作成と配布

（平成30年度）

啓発リーフレットの作成、ラジオによる啓発、新聞本紙広告の掲載、電車ラッピング、省エネDIYコーナーの設置（市内ホームセンター）、セミナー、子供向け体験教室（水素教室）

#### イ 連携した地域団体等

（平成29年度）

環境省中国四国地方環境事務所高松事務所、四国経済産業局、高松地方气象台、香川県総合建設センター、(有)小松秀行建築工房、くらしの省エネ新エネ普及促進協議会、香川県冷凍空調設備工業協会、四国環境パートナーシップオフィス、香川高松高等専門学校、さぬきこどもの国、手芸センタードリーム

（平成30年度）

香川大学、西日本放送株式会社、四国新聞社、高松琴平電気鉄道株式会社、西村ジョイ株式会社、省エネルギーセンター、香川県地球温暖化防止活動推進センター、高松市農産物ごじまん品推進協議会、岩谷産業株式会社



(12) 電気自動車等普及促進事業

本市の地球温暖化対策実行計画に基づき、市域における温室効果ガス排出量の抑制を図るため、環境負荷の少ない電気自動車の普及促進に努めている。

ア 電気自動車の公用車への率先導入

走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車を公用車として率先的に導入し、車体ラッピングにより市内を走らせ、周知啓発を行っている。

導入台数 13台（24年度：2台、25年度：4台、26年度：2台、27年度：2台、28年度：1台、29年度：1台、30年度：1台）

※このうち、上下水道局が保有していた4台は、30年度に香川県広域水道企業団に移管された。

イ 急速充電設備の運営

電気自動車の利用促進を図るため、市内3カ所の道の駅（近隣地を含む。）に設置した急速充電設備の運営を行っている。

急速充電設備の設置箇所（平成26年度から運営開始）

- ・道の駅しおのえ前（塩江町バスターミナル内）
- ・道の駅源平の里むれ
- ・道の駅香南楽湯

ウ 燃料電池自動車用水素ステーションの設置補助事業は、平成28年度のみ実施した。

(13) 市有財産を活用した再生可能エネルギーの普及促進事業

年間を通じて日照時間が長いという、本市の特性を利用した太陽光発電の普及拡大を図るため、国の固定価格買取制度を活用して、市有地を太陽光発電事業者の有償で貸し出している。

・貸出箇所及び発電容量

25年度（2カ所） 日生ニュータウン浄化槽跡地（香川町）〔128.52kW〕

牟礼環境美化センター跡地（牟礼町）〔181.19 kW〕

26年度（1カ所） 菜切浄水場跡地（牟礼町）〔54 kW〕

27年度（1カ所） 空港立退き跡地（香川町）〔62 kW〕